

## 江差町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町がインターネット上に公開しているホームページへの広告の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類および範囲)

第3条 ホームページに掲載できる広告は、町の広報媒体としての品位、公共性および公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (5) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (6) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (7) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

2 前項の規定は、ホームページに掲載する広告からのリンク先として広告主が指定するホームページの内容についても適用する。

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦 50 ピクセル
- (2) 横 200 ピクセル
- (3) 20 キロバイト以内
- (4) G I F 形式（動画は不可）

2 広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

(掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額5,000円とする。ただし江差町内に本店、支店、営業所またはその他事業所等を有しない申請者については、1枠当たり月額10,000円とする。

2 連続して掲出する場合は、広告掲出料から次の割合を割り引くものとする。

- (1) 3カ月以上5カ月以内 5パーセント
- (2) 6カ月以上11カ月以内 10パーセント
- (3) 12カ月以上24カ月以内 20パーセント

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1箇月を単位とする。

2 バナー広告の掲載の開始日は、月の初日（その日が町の休日に当たるときは、その日以降の平日）とし、終了日は、月の末日（その日が町の休日に当たるときは、その休日前直近の平日）とする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載の募集は、広報及びホームページ上で行う。

(広告掲載の申込)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、江差町ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告のデジタルデータを添えて、掲載開始希望日の2週間前までに提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 前条の申込書を受理したときは、第3条に基づき掲載の可否を決定するための広告選定委員会を開催するものとする。

(1) 広告選定委員会の委員長は副町長とする。

(2) 広告選定委員会の委員は、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 広告掲載可否の決定は、申請者が多数の場合は、先着順とする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、広告掲載決定期間内の広告掲載料金を、町長の指定する日までに、町が発行する納入通知書により一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消、中止)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消し又は中止することができる。

(1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき

(2) 虚偽の広告掲載申込をしたとき

(3) 第3条第1項各号のいずれかに該当したとき

2 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し、広告掲載取消等通知書（様式第3号）を送付するものとする。

3 広告主が、諸事情により広告の掲載を取り消すときは、広告掲載取消申出書（様式第4号）を掲載取り消し希望日の2週間日前までに町長に提出するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載料は還付しないものとする。ただし、町の都合により広告の掲載ができ

なくなった場合は還付することができる。

(免責事項)

第14条 広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載停止による広告料金等の返還、損害の賠償等を町に請求しないこととする。

(1) 町のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災やその他通信回線等の事故、障害による停止

2 町は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月22日から施行する。